

外部評価に係る「書面調査」および「訪問調査」について

1 書面調査

(1) 現況調査

評価を受ける事業者から、次の文書の提出を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護サービス情報の公表制度の基本情報調査票を活用して行う。なお、基本情報調査票を活用できない場合は、相当する文書の提出を受けるものとする。

- ①事業所の運営概要が分かる運営規程、利用契約書・重要事項説明書、パンフレット等
- ②事業所のサービス提供概要が分かる介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等
- ③その他、必要と認める書類

(2) 自己評価調査

評価を受ける事業所から、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施した直近の自己評価結果について記した文書の送付を受けることにより行う。

2 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

- (1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。
- (2) 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について、評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認および所定の評価項目に関する状況の調査を行う。
- (3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。